

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	第4回芦屋市みどり豊かな美しいまちづくりに係る財源のあり方検討委員会
日時	令和7年9月12日(金) 午後3時00分～午後4時15分
場所	市役所 東館3階 災害対策本部オペレーションルーム (大会議室 [北側])
出席者	委員長 角松 生史 委員 赤澤 宏樹、小島 幸保、山本 慎二、入江 祝栄、小堂朋美 欠席委員 淵 圭吾 事務局 都市政策部 島津部長 まちづくり課 谷崎課長、岡本課長補佐、大村係長、庄司主査 財政課 岩城課長、西田主査 課税課 太田課長、吉見課長補佐 道路・公園課 石濱課長、南係長
事務局	まちづくり課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者6人中6人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 非公開情報が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催するため。
傍聴者数	人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)

○会議次第

- 1 開 会
- 2 案件審議
  - (1) 前回の検討委員会までの主な意見
  - (2) 法定外目的税の原案について
  - (3) 課税客体と納税義務者について
  - (4) 非課税事項について
  - (5) 徴収方法について
  - (6) 税収の使途について
  - (7) 収入見込額について
  - (8) 課税標準と税率について
  - (9) 課税を行う期間について
  - (10) 徴税費用見込額と税目について
  - (11) 今後の進め方について
- 3 閉 会

○提出資料

- 会議次第
- パワーポイント資料

○審議内容

- 1 開会

## 2 案件審議

(事務局)

それでは皆様おそろいですので、これから第4回芦屋市みどり豊かな美しいまちづくりに係る財源のあり方検討委員会を開催させていただきます。

本日の議題につきましても、市の内部における意思形成の過程にある内容を扱うものがありますので、非公開情報が含まれている事項の審議等に該当するものとして、非公開とさせていただきます。会議録と資料については、後日、ホームページにて公開させていただく予定としております。

それでは、ここからは角松委員長に会の進行をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長・角松)

はい。それでは、議事を進めていきたいと思います。事務局から本日の会議の成立について御報告をお願いします。

(事務局)

本日の委員の出席状況は委員7名のうち6名の方に御出席いただいております。過半数を超えておりますので会議は成立しております。

(委員長・角松)

はい。それでは、案件審議に移りたいと思います。事務局から本日資料の御説明をお願いします。

(事務局)

(事務局による資料説明)

(委員長・角松)

御説明ありがとうございました。御自由に議論をいただければと思いますけれども、既に事務局の御説明にありましたが、一部に大きい変更が加えられていると理解しております。前回まで使っていた事業概念というものをなくすということで、課税客体をまちづくり条例の建設行為に合わせることで、それから区分所有の建替えについては非課税を設けるということになるかと思っております。それに伴って従来の考え方とどこが実際に大きく変わってくるかというところ、今回の3ページの課税客体というところの3行目、前回の説明では基本的には同じ人たちが住み続けることには課税せず、同じく店舗などが継続する場合も課税しないと考えているが、店舗などでオーナーが変わる場合は同じ業態であっても課税対象と考えている、となっていました。しかし今回の案では、同じ人たちが住み続けることには課税せずという点については、区分所有法の建替え決議がされる場合であれば基本的にそうだろうと考えられるのでほぼ一致すると思いますが、後者の店舗が継続する場合もオーナーが変わらなくても課税対象になり、これが大きい変更ではないかと思っております。それも含めて、全体通じて皆さんから御質問、御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(委員・小島)

今の点ですけど、課税対象になるという理解でよかったですかね。

(事務局)

はい。

(委員・小島)

区分所有法に基づく建替え決議で、その区分所有の物件が事業用の物件であった場合はどうなりますか。

(事務局)

その場合も非課税になります。

(委員・小島)

非課税でいいんですかね。

スライドの6ページのところで、ちょっと一つ目の項目が分かりづらかったんですけど、これは敷地についての届出が先行するから、次の届出を契機にした課税はしないっていう理解ですか。何かよく分からなかった。

(事務局)

そうですね、今回事業という言い方をすると、いろんな事業の概念があるということでしたので、その言葉を使用せず、住みよいまちづくり条例という条例に基づいた届出の行為でもって判断しようとしているんですけども、その中で特定宅地開発という届出と特定建築物という届出があって、そこからそれに当たるものを課税するものとしようとしています。ただ、まれにマンションなどで特定宅地開発の届出をした後に特定建築物の届出をするという場合があります、課税する行為になる二つ届出が出る場合があるんですけど、そのときは最初の特定宅地開発のときに課税して、その後は非課税とするということを書いているものです。

(委員・小島)

そうするとこの非課税事項の表現の前に、「既に宅地について特定開発事前協議届が出されている」というものがないと、何か分からなくないですかね。「同一」というのが、何と何が同一なのかと思っちゃいます。

(事務局)

特定建築物事前協議の協定を締結するもので、既に特定宅地開発の事前協議の協定が締結されてるものとすればいいですか。

(委員・小島)

その土地と同一の敷地っていうことですよ。そういう理解でいいんですか。

(事務局)

はい。そうです。

(事務局)

少し複雑になるんですが、同一敷地という言葉をあえて足しているのは、敷地の分割というものが特定宅地開発の中である場合があるんです。大きな敷地を二つに割るという場合で、割った一方だけで特定建築物のマンションを建てますとなったら、もう一つの宅地が残ることになるんですが、それは宅地開発という大きな敷地と特定建築物という敷地が同一の敷地ではなく、一部でしかないということになるので、その場合は分割された土地で新たな事業として特定建築物をされることになりまして両方の協定に課税することになります。

(委員・小島)

課税するんですか。

(事務局)

はい、そういう考え方です。敷地の分割を含まずに、同じ敷地のまま一連の届出をする場合は非課税にするというところで同一敷地という表現を記載しています。

(委員・小島)

そうすると、既に同一かどうかというのは、ここでだけでは分からないと思うんですよ。何と同一かっていうのをここに入れとかなないと特定できないんじゃないかなと思います。

(委員長・角松)

二つに分けたときには、まずそこで協定を結んで課税する。その後、一方または両方に建

てたときは、もう一度課税する、ということですか。

(事務局)

はい。土地を分割して売却する行為をすると、買われた方が、そこでマンションを建てるときは、また分割して売却された方からは課税するように考えています。買われてマンションを建てようとする事業者にも課税しようと考えているので、それは両方取るんですけど、一つの事業者が規模によって造成をするときに宅地開発事前協議が必要になって、マンションを建てるときにもう一度特定建築物事前協議をする場合は、そこはもう一連の事業なので課税しないというふうなことを考えています。ですので、特定宅地開発事前協議の協定を締結するものと同敷地において、特定建築物事前協議の協定が締結されてるものは非課税にするということ考えています。

(委員・小島)

何か不公平な気がしてきた。

(委員長・角松)

割って使うときと、割らずに使うときで変える理由って何なんですか。

(事務局)

土地を分割して売却するというのは、一つの反復継続的な事業として完結してると考えています。それは宅地分譲と同じ考え方で、大きな敷地を10区画ぐらいの宅地に分譲して売る人たちがいると思うんですけど、その事業には課税しようと思っています。なので、二区画や三区画に分割して売却し、誰かがその土地を買った場合、そこで一つの行為が終わっています。次に、土地を買った人たちが、一戸建て住宅を建てるというのは一定規模以下なので課税客体からは省かれるんですけど、そこで特定建築物に相当するような5戸以上のマンションなどを建てるときは、その行為に対して課税しようと思っています。

(委員長・角松)

そこだけ事業概念が残っちゃっている感じですね。ほかでは全部消したのに、隠れた形で事業概念に引っ張られる制度設計になってる気がするんですけど。

(委員・小島)

出来上がるものは同じなのに、何で課税されるのか。

(委員長・角松)

説明がつきにくいのですか。この制度についての私の勝手な理解ですけど、前回の議論でも出たように、緑から受益するのは、芦屋市民全体、または土地所有者全体と考え方が成り立つと思うんですね。所有者が利益を得ているから、受益に対応していただくんですけども、建設行為の段階で取るのが一番簡単だから、そこで取ってしまおうっていう制度だと理解していたんですけど。

(事務局)

はい。

(委員長・角松)

その考え方からすると、今の差をつける点が説明しにくいなと思ったんですが。

(事務局)

そうですね、建物を建てるときに課税するというのも一つあるんですけど、もう一つは宅地を分譲して売るときにも課税することを考えています。

(委員長・角松)

本当に分譲することと建設が別なのかですけども、売らずに自分で建てると、売って人に建ててもらうので差をつける理由がいまいち飲み込めないんです。従前は、そこで人が変わること自体が何か特別なことでそこから取るという考え方で、それが同一主体、同一事業。それなら売らずに自分で建てると、売って人に建ててもらうので差をつける理由にな

るが、事業概念を捨てた以上説明がつかなくなる。

(事務局)

なるほど。

(委員・小島)

大きいお屋敷があるとして、それを例えば建売業者さんとかに土地を売却します。業者さんが戸建てを幾つか建てようということで開発申請をします。じゃあ、その段階で課税されて、そこから先はもう課税されないですね。

(事務局)

はい。されないです。

(委員・小島)

じゃあ次は、大きなお屋敷の土地があります。そのお屋敷の所有者さんが売るために一旦、更地にします。それを二つに分けてA事業者さんと、B事業者さんに売ります。そうすると分けた時点で一回所有者さんに課税しますか。

(事務局)

はい、します。

(委員・小島)

では、それぞれAとBに売却します。Aでマンション建てたら課税します。Bでマンション建てたらやはり課税しますっていうことなんですかね。

(事務局)

はい、そうです。分譲というのは、一つの敷地が幾つかの家に分かれていくイメージなんですけど、集合住宅を建てるっていうのも同じようなイメージで、一つの敷地が幾つかの家に分かれていくようなイメージです。ですので、その行為が建物を建てるというときの行為と同じなので、そのタイミングで課税をするということになります。

(委員・小島)

なるほど。

(事務局)

マンションを建てるっていうのが土地の分譲と同じだというふうに考えていただいたら、不公平感はないかなと思うんですけど。

(委員長・角松)

違いがあるとするならば、主体の入れ替えを考えずに自分でやる場合を仮定して、敷地分割をして2棟のマンションを建てる場合は2回課税される。敷地分割をせずに大きい1棟のマンションを建てる場合は1回だけ課税される。

(委員・小島)

うん、同一土地ですからね。分かりました。

(事務局)

例えば、敷地分割で土地を2つに分けて、2つのマンションを建てるという行為において、その段階でマンションの計画があれば、マンション計画を届け出る時点で、課税することになります。一方で、土地を2つに割った後、その段階では建築計画を持っておらず計画まで期間があく場合は、一旦土地を2つに割る届出の時点で課税しておかないと分からなくなるので、その段階で課税します。

(委員・小島)

同時だったらいいということですか。

(事務局)

同時だったら、特定宅地開発と特定建築物の届出を併せてできるように、手続きの改正をしようと考えております。

(委員長・角松)

その場合、そうすると同時のほうが安くなるということになりますか。

(事務局)

あまりないとは思いますが、土地を分割した後、しばらく寝かしておいた場合、2回課税される可能性があるということになります。普通は連続して届出がされるので、あまりないとは思いますが。

(委員長・角松)

そういうもんだっていう説明があり得るんですかね。

同時でも自分で敷地を分割して、同時に建てたときにも1回しか取らないことになりませんか。分割行為と、2棟のマンションを造る行為を同時にやるときって1回しか課税されないですか。

(事務局)

マンションを建てるために敷地を分割しますというふうなことで分割が出てくるのならば、1回で済みます。

(委員長・角松)

要は間が空いたときは取る。

(事務局)

そうですね。

(委員長・角松)

それが公平かどうか。土地を寝かすのがいけないとかだったら、何かそれは、それで分かるような気もするけど、そういう説明でもないですよ。

(事務局)

基本的には、1つ目の何かをやりたいというところで課税するので、土地を割りたいとなったらそこで取るんですけど、分割してすぐにマンションを建てるということだったら、これは単に通過点でしかないの、マンションを取るときに事業者が課税することになります。極まれに土地を割ってマンションを建てようと思っているけど、ずっと延々といろんな問題があって進まなくて、何年も塩漬けになってしまう場合は、そこまで取らないというのもおかしいので、最初の事業者さんから取ろうということですね。

(委員長・角松)

分かりました。いずれにしても敷地分割の時点で取らなきゃいけないのは、すごくよく分かるので、問題はその後の建築行為で2回取るかどうかというあたりが、制度のつくり方として本当に公平な制度なのかということになると思います。

(事務局)

あと、マンションの建替えは非課税だという部分の表現は、マンションの建替えには結構いろんなパターンがあって、区分所有法だけではなくて、もう少し複雑な記載になるのではないかと思いますので、調べさせていただきます。

(委員長・角松)

じゃあ、その点は御検討をお願いするってということですかね。

(事務局)

マンション建替え法とかもあったりするので。

(委員長・角松)

マンション建替え法ね。

(事務局)

考え方としては、例えば20戸の既存のマンションがあって、その方々が建替え事業としてやる場合、そのときの手法として、ディベロッパーが1度全部買い取って、完成後に20

戸の所有者が買い戻すといった場合は、届出上はディベロッパーが事業主になりますが、事業という観点から見ると、元の20人の所有者のためのものなので、非課税で良いと思いますが、その辺りを条例化するときは、もう少し丁寧に規定をしないと、現行の表現では十分に書き切れていないように思われますので、もう少し調べさせていただきます。

(委員長・角松)

現在とはとにかく区分所有法上の建替え決議がされればということですが、建替え決議って1棟単位のことと、さらに広い範囲の場合ってあるんですけど。

(事務局)

ありますね。

(委員長・角松)

その場合も考えておいたほうがいいのかもしれないですね。

ただ、今回の議論では建替え決議のほうはむしろ非課税事項としていて、本来は建築行為からはいただくんですけど、建替えについて、それがしにくくなるようなことは住宅政策上よくないから、それは非課税にしていこうという考え方なので、まさにどういうものは除外してはいけないかということの観点から詰めていただくということになるのかなと思います。

(事務局)

はい。

(委員長・角松)

ほかに御議論、御質問とか。

(委員・小島)

スライドの10枚目のところで8,000万円を出すプロセスで全体を30年で割りますよね。でも、この目的税の期間は10年で、残り20年が浮くみたいになるのかなと思ったりするんですけど、そこはどう説明しますか。

(事務局)

みどりの施策っていうのは10年とかで完了するものではないので、一定どれぐらいの事業費がかかるかっていうところは30年ぐらいのスパンで考えるべきだと思うんです。ただ、こういう法定外目的税をつくるときに、やはり10年程度で社会情勢も変わってしまいますので、そこは見直しか、評価を確認しなくてはいけないところだと思いますので、この10年っていうところで一定必ず評価をしなくてはいけないところを定めようとしたこの10年なので、期間としては10年間として、期間終了後、社会情勢を踏まえ延長等を検討するというふうにさせていただいておるところです。

(委員・小島)

分かりました。ありがとうございます。

(委員・小堂)

はい、いいですか。

(委員長・角松)

お願いします。

(委員・小堂)

先ほどのこのお話から、この間、私が言った10年間で平均して8,000万円というものを後から関数でちょっとやり直してみたいです。この平均に随分抵抗があるのは、あまりにも年によって上下がひど過ぎて、これを平均するという考え方がどうもしっくりこないと思って、じゃあ何がしっくりくるかと思ったら、なかなかこのデータが10年分では、いろんな頻度も求められないし、中央値ぐらいだったら何かいけるかなっていう感じで中央値を出してみたら、大体6,600万円ぐらいなんです。でも、これをええちゃうとそれ

以外の計算をなさってることが変わってしまうんだけど、どうもこの平均じゃなくて、中央値ぐらいにされたほうがいろんな見込まれるものも考えやすいんじゃないかなという気がしたんです。

中央値の取り方は、10件だからとっても難しい。もっとデータがないと駄目なんですけど、大体このグラフを並べると、すごく少ないのと極端に多いものの真ん中辺りを取るんです。例えば、平均でも極端に上の二つと下の二つを除外して平均すると、これは低過ぎて5,300万とかになる。だから、中央値というのはグラフで並べると、本当はもうちょっとデータがあると関数で中央値の計算できるんですけど、なかなか足りなくて、大体計算、階級で分けて考えると6,600万円ぐらいになる。これはもっと本当にきちっと関数でやり直さないといけないと思いますけど、どうも何か平均っていうのは、この場合にふさわしくないような気がして、あまりにも上下差があるように見える。例えば、令和2年と令和3年なんて極端に違うから、この辺の違いを平均という取り方で、この8,000万円を根拠にいろんなことを見込まれて、税額とかも考えていくのが本当にいいものかどうかと思いました。

(事務局)

おっしゃるように過去のものっていうのは全部件数が一桁の5件とか6件とかいうものですし、個々の額が何千万円のものもあれば、何百万円のものあるということがあって、統計を取るほどの件数ではないということはおっしゃるとおりだと思うんです。ですので、むしろ今回8,000万円としたところは必要額っていうところから計算したというふうなところのほうがよいのではないかと思います。

(委員・小堂)

なるほど。

(事務局)

例えば、多過ぎる額と少な過ぎる額を除くということだと、令和3年、4年が異常に少なくなってるのはコロナということがあったので、それでいくと、この年度も省くべきなのかということになりますので、どちらかと言うと今回の御説明は必要額というところから考えて、この過去のもは参考程度というところで、実は平均であっても過去の固有の年度であっても、ちょっと参考にはあまりならないのかなっていうところかもしれないなど、前回の議論を経て私ども思ったところです。

(委員長・角松)

この過去のもの、今までの実績が問題になるのは、今日の整理だと税収の許容性という側面で問題になるので、今までいただいていたものと比べて、多過ぎる額をいただくことにならないかということの検証のためというふうに考えればいいのではないかなと思います。そうだとすると、さほど多過ぎるということにはならないんじゃないかなと思いますが、十分自信は持っていません。

あと、平均値より中央値が望ましいときって、ある集団の所得水準を予想するとき、そこにイーロン・マスクが入っていたとか、そういうふうなケースになるとと思いますが、今回は必ずしもそういうわけでもなく、割と偶然が作用する場合だから、中央値がベターとも必ずしも言えない。また、年単位で中央値をやってもあまり意味がないから、もしやるならば個別データで全部中央値取るとかだったら、まだ意味がありそうな気はします。いずれにせよ統計にそんなに強くないので、あまり自信はないです。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

(委員・入江)

さっきの話の続きみたいになるんですけど、やっぱり必要額はいただいてほしいなと思ってまして、課税される方が極端に負担が大きくなるっていうことがないんであれば、この

8,000万円が必要額であれば、もらっていただきたいなと思っています。というのも、私たちは公園とか街路樹とかを整備してほしいなって思ってる側なので、やっぱり予算がなくて公園とかに不備が出て、なかなか直せないよというふうなことにはならないでほしいなと思ってますので、課税される方にそんなに極端に増えるということがないのであれば、必要額が8,000万円であれば、この額をいただいてほしいなと思っています。

(委員長・角松)

ありがとうございます。この必要額の考え方ですが、法定外目的税というのは、要するに街路樹の更新等に使えるためのお金を確実に確保するという意味合いがあると思うんですけど、やっぱりこれぐらいは必要だということ考えたってということですかね。

(事務局)

そうですね。前回の議論を受けまして、例えば、街路樹の更新事業だとしたら、今考えられる中においては、大体半額程度を一般財源からで、半額程度を法定外目的税から充当するというふうな形で、事業の項目ごとに今考えられる限りで積み上げてきたものになります。

(委員長・角松)

そうすると、全額を確保することはできないけれども、一部だけでも確実に確保していくことが大事になるということですね。

(事務局)

はい。

(委員長・角松)

いかがでしょうか。今まで出てきた議論としては、先ほどの6ページの最初の非課税項目特定宅地開発と建築行為との関係について、もう少し具体的にどうなるのかということも含めて、より分かりやすい表現にしていこうということが出たかなと思います。

それから、事務局から御指摘がありましたとおり、区分所有の建替え決議についても、本来このままの表現でいいのかという点で、なお検討の余地があるという御発言がございました。

それから、先ほど議論になった、収入見込額について年8,000万円という額が本当に平均という説明しかなくて、また中央値だと別の額になるんじゃないかという御意見が出たので、その点についても再度考え方等を整理して、確認していただくという必要が出たかなと思います。

ほかに今お気づきの点等ございますでしょうか。

(委員・赤澤)

よろしいでしょうか。

(委員長・角松)

お願いします。

(委員・赤澤)

税の制面では、私の理解が完全かどうかというものの心配はありますけども、今いただいている意見については、おおむね妥当というか、事務局の提案についてはいいのかなと思っています。

一つ、都市計画の立場からですね、6ページの区分所有のことについて、今回の御提案から派生する内容を確認したいんです。9ページの税収の用途の中で、前回、④の小規模公園の廃止や機能の再編が一番大事だろうなということをお話ししたと思います。これまでどんな開発であっても、どれだけ小さな公園でも、開発に伴って造ってもらって、提供してきて受け入れたということが問題になっていて、今回このような制度に変えようというふうなことなんですね。それは難しいかもしれませんが、今まで受け取っちゃって困ってる状態を、今回の制度にのっかって適切な状態に戻すことができないのかなと思ったりした

んです。かなり難しいと思いますけども、具体的に言いますと、この6ページの4つ目の区分所有をしてる人が建て替える場合は非課税ということですが、例えば、提供してもらった小さな公園を返すので、今回課税対象にするということにはできないでしょうかということです。ウルトラCみたいな感じはするんですけども。

(事務局)

実際に考えていたことはあります。ただ、ものすごく技術的に難しかろうと思ってまして、例えば30年前に開発指導要綱でマンションを建てたときに公園をいただいて、その公園が市に所有権移転されて都市公園になっているものを廃止して、その当時にももらったであろう所有者に戻しますという理屈が法的にちゃんと押さえられるのかなど。それがもし成立すれば、そういう手法は面白いとは考えておりましたが、30年前に30戸で建てたマンションの敷地に、元の公園の土地を戻して、次は50戸のマンションにするというような場合は、一度リセットした形で課税してもいいのかなとは思いますが、そういった整理が技術的に非常に難しいだろうなど。委員がおっしゃるように今の小規模公園をもう一度整理していくというのは非常にいい考えだと思うんですが。

(委員・赤澤)

難しいですか、やっぱり。

(事務局)

やれないとは言いませんが、整理ができれば面白いとはずっと思っております。

(委員・赤澤)

30年前のそういった公園を提供していただいた方と、もう一度リセットして今回の制度に則って課税される方が違うとか、いろんな根本的な問題や課題もあるようで難しいとは思いますが、あくまでも都市計画的に考えて、小規模公園の機能や配置を再編するとすればというふうなことなんですけどもね。

(事務局)

そうですね。要はしっかり調べれば、何十年前にそのマンションを建てた方々が土地を供されたってことは押さえられるんだと思うんですけど、今、市の公共施設になっているので、それを廃止して、元の所有者に戻すという行為がどういう手続きになるのかというのが、今は市の所有物ですから、市の所有物を元の所有者に戻すという手続きは、何らかの条例を改正するか制定するかしなければできないと思いますので、面白い考え方だとは思っていますが、技術的には難しいと思われま。

(委員・赤澤)

確かにそうですね。いや、全国的に提供公園を廃止するというのと、返す手続きを考え始めてるといような自治体も出てきてるので、できるかなとは思ったんですけども、おっしゃるとおり、これから整備しないとイケない制度っていうのもありそうですね。

(事務局)

はい。

(委員・赤澤)

だから、今回一気にというよりかは、もしかしたら段階的に、将来的にできるかもしれないということかもしれません。

(事務局)

この機会に、そういう考え方を言っていたのは、先々にとってはいいことになるかなと思うんですけども、今の公園協力金という制度が、使い道がなくなっていて制度を変えようというタイミングにおいて一緒に整理できる状態ではないですが、我々も中でそういったことができたらいいなということは話し合ったことがあるので、先々においても考えるべきことの一つではあると思っています。

(委員・赤澤)

はい。分かりました。

(委員長・角松)

山本委員からも小規模公園の提供というのは、あまり意味がなくなっているのではないかという御指摘がこの議論の中でもありました。そうすると、かつて提供された公園についても、もちろん公園が小さくても意味を創出しているようなものもあるかもしれませんが、小規模公園の意義が本当にあるのかってということも含めて考えていくべきではないかという点を答申に盛り込むことはできると思います。その点は答申に入れていただくとして、では具体的に小規模公園を返して、その代わりに区分所有の非課税をやめようというのは、直ちに連動させるのは私もちょっと無理だと思いますし、それが有効に働くケースはかなり限られているかと。小規模公園を返してもらえば、税金を取られたとしても建替えるというケースは非常にレアではないかなと思います。この点を一旦切り離した上で小規模公園の機能や配置の再編ってというのは大事なんだということを、より強く答申に盛り込んだ中で考えていただくということではいかがでしょうか。

(委員・赤澤)

はい、ありがとうございます。それで私もいいと思います。

(委員・小堂)

いいですか。

(委員長・角松)

お願いします。

(委員・小堂)

この小規模公園のことは、確かに財源の問題で考えると整理したほうがいいという発想もあると思うんですが、私は、これが緑の保全というところに着目して考えると、今、芦屋市がそれを所有しているということは公共用地ですよ。これを私有化すると、とても緑の保全が難しくなるんですよ、合意形成が取れないから。そういうふうに私有化していくと、もっと現実的な使い方になっていく。だから、緑の保全のためだったら、できたら小規模な公園でも残して、ただ、そこに管理費が発生しちゃって、財源的に大変だっていうんだったら、それこそボランティアとかなるべく管理費を使わなくていい、市民の活動の場として使い方を考えることで、私はどっちかというに残したほうがいいと思います。私有化しちゃうと、ほとんど持ってる人の勝手でしょみたいになってくるから、逆にそのことで緑の保全が少しずつできなくなっていくんじゃないかっていう心配はしています。ほかの市では、ほとんど緑の保全のために公有地を使ってやっていて、やらざるを得ない状況というのがあるから、私有地を緑の保全に使うのはとっても大変だと思いますから、そう思います。

(委員長・角松)

小堂委員が危惧しておられるのは、全体の緑の量が減るかもしれないっていうことがやはり一番危惧されるということですね。

(委員・小堂)

そうです。

(委員長・角松)

確かに。今のような御意見があったことも含めて検討していただくのはどうでしょうか。小規模公園自体には意味が乏しい一方で、それが全体の緑の量を確保する機能も持っているということも踏まえながら検討しなきゃいけない。生産緑地について言われる議論とも似ていると思いますが、両面があり得る重要な問題だということを書いていただければいいのかなと思いました。

いかがでしょうか。そうすると、全体としては、あまり大きい異論はなかった。ただ、先ほど確認した論点として3点、それから、今赤澤委員から提起を受けた小規模公園の問題等も含めてなお御検討いただいて、もしそれでおおむね大筋は御了解いただいているということであれば、今のような議論を基に答申案を事務局のほうでお作りいただいて、それを次回審議するという手順で進めようかと思えます。そのような方向で進めてよろしいでしょうか。

また、答申案のところですが、先ほどの整理で完全に一致できるかどうか分からないので、必要に応じて委員の皆様にご意見をいただきながら、ただ、割とコンセンサスを取れそうということであれば、もう最終的な確定を次の回でやりたいというふうに進めていければと思います。

それでは、最終的に検討委員会で答申を来月、次で作成することを目指しまして、事務局のほうで案を作成する方向で進めていただければと思います。では、事務局のほうから報告事項等をお願いいたします。

(事務局)

はい。今、御説明いただきましたとおり、今回は答申案をご審議いただくということで10月9日で調整させていただければと思います。

(委員長・角松)

はい、ありがとうございました。それでは、本日の会議は以上となるかと思えます。委員の皆さん御議論ありがとうございました。

### 3 閉会